

日本建築協会の視点から見た戦前の衛生問題

—何故問題は意識されつつも抜本的改善につながらなかったのか—

土 井 幸 平・大 杉 由 香

はじめに—衛生的な環境を空気のように考えてよいのか—

近年、公衆衛生の専門家の間では新型インフルエンザウィルスによるパンデミックが懸念されている。その理由としては鳥インフルエンザ問題もさることながら、人類史上パンデミックは30年から40年周期で生じているものの、1968年の香港インフルエンザ以来、生じていないことも一理由である⁽¹⁾。しかし一般的に私たちは日本で暮らす限り、生活の中でパンデミック発生の危機を感じることは少なく、その背景には戦後における医療と公衆衛生の発展があるが、それすらごく当然のように思っていることが多い。

だが戦前はコレラやスペイン風邪等、感染症の大流行がしばしば見られ、場合によっては命を落とすケースも少なからず見られた。電子顕微鏡が実用化するまでウィルス発見ができなかつたうえ、抗生物質がなかったため、衛生はパンデミックの際には衛生警察による取締と隔離、平時には町内会等を単位とした衛生組合による掃除、さらには住宅改良や上下水道の敷設といった都市計画の遂行に頼るところが大きかったと言えよう。そして衛生的な環境形成に力が入れられるのは戦後であるが、その背景には軍事費の大幅縮小と高度成長があったと言って良い⁽²⁾。つまり社会政策的施策に重きを置く財政構造なくしては、現在の蠅や蚊があまり見られない衛生的な社会は維持できないのである。

衛生問題に関しては既に多くの諸研究があり、代表的なものとしては、小野芳朗『〈清潔〉の近代「衛生唱歌」から「抗菌グッズ」へ』(講談社選書メチエ、1997年) や新村拓『健康的な社会史 養生、衛生から健康増進へ』(法政大学出版局、2006年) が挙げられる。これらは近代以前からの養生・健康術に触れ、特に戦前、日本人の健康や衛生感覚が如何なるものであったかを詳らかに描いた力作と言えよう。ここで共通してみられる視点は、①長与専齋や後藤新平等の戦前を代表する衛生の専門家の考え方を紹介・検討 ②国家権力による監視や啓蒙を軸とした衛生・健康政策の歪みを分析 ③一般国民の衛生・健康感覚の変化に触れるといったものである。要するにこれらの先行研究は衛生問題の専門家と一般国民の感覚にはある程度触れているものの、その中間的な部分、すなわち衛生問題の周辺領域の専門家たちの視点に関する記述は殆ど見られない。今回日本建築協会の雑誌に焦点を当てて衛生問題を考えるのも、その空隙を埋める意味を含んでいる。しかも産業化の進展と急激な都市化による都市問題の発生に対し、都市計画や住宅改良の視点、衛生の視点から1919年には都市計画法及びこれと連携する市街地建築法が公布された。1919年の都市計画法は第1条に都市計画の目的として、交通・衛生・保安・経済の4つを掲げ、衛生問題の解決を強く意識したものであり、上下水道の整備、不良住宅地区の改良、市街地における建築規制など、都市・住宅・建築のハード面から衛生問題の解決手法がこの時初

めて具体化し、日本建築協会のメンバーもこの時期、衛生に関する研究・啓蒙活動に力を入れていた。

ただし戦前というもう少し長いスパンで見た場合、日本の住宅や都市環境の改善に力を入れてきた日本建築協会でさえ、実は衛生問題を重要問題として認識しつつも、その改善に向けての具体的な動きは多くなかったと言って良い。換言すれば、日本建築協会でも震災や戦時体制等、自らの重要問題に対応するのが精一杯で、パンデミックでも起きない限り意識されにくい衛生問題は、後述のように等閑にされがちで、特に関東大震災の復興に関する議論でその傾向が顕著になったことは、拙稿「『建築と社会』に記録された関東大震災からの教訓—その後教訓は十分生かされたのか—」(『経済研究』第21号、大東文化大学経済研究所、2008年3月)で既に触れた通りである。

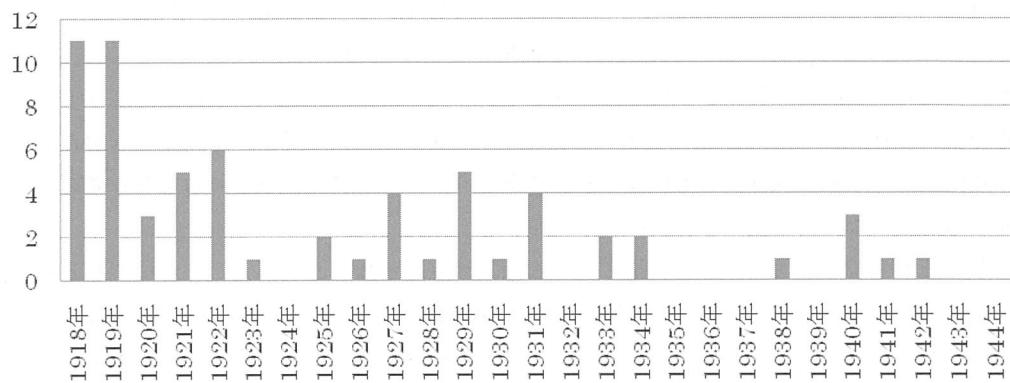
端的に言えば、衛生問題は戦前と戦後では断絶した側面が強いとはいえ、問題の重要性を忘れがちなのは昔も今も変わっておらず、裏返せば、命に関わる重要問題でありながら、流行のあるテーマという問題を抱えている。では日本建築協会の衛生問題に対する関心度は具体的に如何なる形で変遷していったのか。次章では、『関西建築協会雑誌』(1917年～1918年)『日本建築協会雑誌』(1919年)『建築と社会』(1920年～)から考察する。

1. 日本建築協会の衛生に対する関心度の変化—『関西建築協会雑誌』『日本建築協会雑誌』『建築と社会』を通して—

日本建築協会は1917年3月に関西建築協会としてスタートし、現在でも関西の建築家を中心とした組織ではあるが、その活動は全国規模に及び、かつ新しい建築スタイルの構築を目指しただけでなく、建築を通しての社会改良を目的としていた。衛生問題も当然課題として取り上げられているが、協会の雑誌に見られる特徴としては、①比較的関心が高まる時期とそうでない時期があること②膨大な財政投資と綿密な都市計画を必要とするこの問題は好転しなかったためか、協会の衛生問題に関する研究内容は20年以上を経ても大きくは変化しなかったことが挙げられる。本章では①について考察し、②は次章に譲ることにする。

まず不良住宅改良問題も含めた衛生問題に関連する論文が雑誌に取り上げられた時期を分析すると、1918年から22年までは比較的多くの論文が掲載されているのに対し、1923年以降は以前ほどの論文は見られなくなり—関東大震災によって建築物の再建それ自体に力が注がれたことも影響したと思われる—、1931年3月には保健と建築という特集は組むものの、1932年以降は減少傾向が顕著になる。これは戦争による物資統制や時局産業への大転換による労働者の大移動とそれに伴う住宅不足の方が深刻になり、次第に住宅の質より量が問われつつあったことを意味し、現に1940年代になると、行政は不良住宅改善の問題にまで手が回らない状態であった⁽³⁾。

(図1) 雑誌に見られる衛生関連論文数



他方、衛生問題が割合多く取り上げられた1918年から22年頃と言えば、第1次大戦による好景気と重工業の発展が見られ、ロシア革命の影響もあって労働運動が隆盛を見た時代であり、都市化の進展もあって、行政も国民の生活問題に対応せざるをえない状況が出てきた頃であった⁽⁴⁾。さらに1918年から20年はスペイン風邪が大流行し、その原因が判らなかった時代であったから、否が応でも衛生に目を向けざるをえなかつたと言えよう。ちなみに1919年には京都市内で全国衛生博覧会が開催され、京都市連合衛生組合が全国から資料を集めて衛生の重要性と感染症の恐ろしさを訴えたが、その入場者は50日で56万人におよび⁽⁵⁾、当時の人々の衛生に対する関心の高さが窺われる。

要するに日本建築協会は衛生問題に関しては時代に先駆けた動きをしていましたというより、時代に呼応する形で対応するに留まり、次章で述べるように提起した対応策等も画期的なものとは言い難かった。実際に協会の会報を見ても、衛生問題に関わる活動は少なく、たとえば1925年9月8日に開催された定例理事会では、大阪市立衛生試験所主催衛生展覧会への出品に関する議論がおこなわれたものの、適当な出品物がないため見合わせるというように積極的な動きは見られない⁽⁶⁾。また1930年6月の『建築と社会』(第13輯第6号)に掲載された「會報」(p.24)によれば、病院問題にはさらに関心が薄かつたようで、同年5月12日17時半から20時に大同ビルライオン食堂で行われる予定だった第一部(法制)第二分科会では、六大都市の病院規則について話し合われることになっていたが、出席者が石川寛三、武田経一だけであったため、研究が進まずとなる。

ただ1930年は4月に婦人ト住宅ニ関スル展覧会の開催を決定したこともあり(展覧会は8月26日～31日(毎日午前8時半～午後9時)に大阪市内心斎橋の大丸5階で開催)、台所や手洗に関する関心は高まっていたようで、同年5月12日に住友倶楽部3階集会室で行われた第五部(住宅)第二分科会では、①各家具の人体身長に適當すべき規格資料を持ち寄ること②大原芳知幹事から台所に関する最も条件の悪い場合を考えて設計することの希望が出る③第二分科で各

女学校へ応募中の台所設計図案中優秀な物を選定して参考に供する④次回会合日までに各自台所図案を持ち寄るといったことが議論され⁽⁷⁾、5月26日の第五部（住宅）委員総会でも、手洗の原図から議論を進める話が出されている⁽⁸⁾。さらにインターナショナル住居協会から1931年の国際住宅会議の審議に際して審議材料を提供するよう依頼されたことを受け、第五部（住宅）委員会では、1931年3月2日に一戸建ての住宅で①部分的に固定された台所（小台所・居間台所）②住宅内の専用浴室（浴槽・小浴槽・シャワー）③壁付押入④洗濯場（個人的あるいは共同的のいずれが安価か等も検討）が必要かどうか、かつ借家人はこれらをどう考えるかを研究することになったと記録されている⁽⁹⁾。

ところが1931年以降、衛生問題に関わる論文は散見されたとはいえ、それに関わる協会活動は殆ど見られなくなるし、1930年から翌年にかけての動きもイベントとの関連でなされていたきらいがある。恐らく1930年代以降に衛生に関わる協会活動が減少するのは、戦争の影響もあるであろうが、1930年代前半に関して言えば、東京や大阪で不良住宅地区改良事業が急速に進んだことも影響したのではないかと考えられる。

だが現実の不良住宅地区改良事業は、スラムの一部を改良したに留まっており、瀧山良一も1940年6月に『建築と社会』に掲載した論文の中で、全65万戸を有する大阪市で僅か3000戸の住宅を建設したからと言って住宅政策の成果と言える訳がなく、世人がこれを単なる見本に過ぎないと言っている状態を指摘している⁽¹⁰⁾。啓蒙の視点からすれば、衛生問題に関わる活動の必要性は薄れていたのかも知れないが、上水道給水人口による普及率が10%を満たない時代が戦前一貫して続いていたこと⁽¹¹⁾や1940年頃に東京で下水道が竣工しても下水使用料が高くて一般に普及しなかった事実を考えれば⁽¹²⁾、協会の衛生問題に対する関心の低さは理解に苦しむところがある。無論、これは次章で見るよう、協会における衛生問題研究が大きな進展を見なかったこととも関わりがあり、関心の低さが研究を進展させなかつたのか、逆に研究の遅れた状況が関心の低さにつながってしまったのかは何とも言えないが、いずれにせよ、協会活動が全国における衛生向上につながらなかつたのは事実で、むしろ協会は防火・防空といった戦時体制下の国策への対応に力を入れていくことになる。要するに日本建築協会は住環境における生活向上を目指しつつも、最終的には時局の流れに呑まれてしまった訳で、『建築と社会』も1944年3月を以て休刊となつたのである。

2. 『関西建築協会雑誌』『日本建築協会雑誌』『建築と社会』に見られる衛生関連論文の傾向

日本建築協会が出版した雑誌に見られる衛生関連論文は、大きく分けると①住宅構造の改良を訴える研究②不良住宅問題改善につなげようとする研究③都市改良計画に関わる研究④病院問題を取り上げた研究というように4つに分かれる。そのうち当時の指摘が直接今でも生かされると思われるものは③④で、①②に関しては、現在からみれば、高度成長期以降の改善もあって陳腐化した話も少なくないし、当時の視点から見てもさほど画期的な内容を孕んでいたとは言い難い。

しかし①②は衛生的な住生活が自然発的にできたのではないことを今の私たちに示している。

衛生的で適度な広さを持った住宅の必要性は、既に初期の雑誌の論文でも指摘されており、片岡安は1918年2月付『関西建築協会雑誌』第1輯第4号に寄せた「我邦の住宅改良第一策」(上)で「吾人の生命は都市改良工事の進歩と住宅建築の発達に依って漸次之を延長し得る」ことを述べ、同時に英国で職工住宅法が実施された効果として、ロンドンの死亡率も改善、喘息患者や感染症の死亡者は半減、チフスは全滅したことを挙げている。その後、他の論文でも外国の事例が出てくるが、英國を事例に住宅改良のための法的整備を訴えるものが多いのが特徴で、かつ東京や大阪の過密状態を指摘している。なお住宅構造改良を唱えた代表的論文としては、古瀬安俊「最も非衛生的な我邦の住宅」(『日本建築協会雑誌』第2輯第10号、1919年10月)が挙げられるが、改善すべき点として以下の点を挙げている。

1.日本の台所の欠点

- (1)座って仕事をするのは着物の前が汚れたりするため良くない
- (2)道具の整理が十分でない、棚やかける道具を用意して規則正しく整理すべきである
- (3)流しが完全でないため、溝を歩いたネズミが台所にやってくるのは問題
- (4)揚げ板の下を食料の置き場にしている者が多いがネズミが来る恐れもあるから注意

2.寝室の問題

- (1)寝るときだけ専用にする、食堂や居間にしない
- (2)病気を防ぐ意味も考えて、座敷は南向きとし、かつ他の部屋を通らずにすぐに入れるように廊下を工夫する

3.玄関について

玄関は西洋式では清潔な靴拭きを用意するが、日本式では広い面積を取り、石かコンクリートで固め、水でもまき、かつ塵を払う

4.住宅内部における便所改善

- (1)蟻が入らぬように汲取口を二重枠張に改良
- (2)糞壺を不透性のものとし、内より外へ浸み出さないようにする
- (3)糞壺の周囲を不透性物体にして固め置く
- (4)床下を深くして空気の流通又は昆虫類のはいることを防ぐこと
- (5)用便孔に蓋を必ず設けること
- (6)採光窓は閉め切るか、これを開いても昆虫類が入らないようにする
- (7)尿溜は糞壺と区別する
- (8)採光窓は採光と同時に時々換気を行えるようにする
- (9)換気のために小さな円筒を用いる場合は昆虫が入らないようにする
- (10)手洗いは流水式にする

付言すれば、古瀬の叙述は継承発展させられ、台所に関しては、白石登喜男「住宅の裏から覗いた保健衛生的設備」(『建築と社会』第12輯第9号、1929年9月)や藤原九十郎「台所の設備と衛生」(『建築と社会』第13輯第5号、1930年5月)でもより具体的な内容の改善が示さ

れている⁽¹³⁾。その後も住宅構造の改良は多面的に検討され、今までの知識が集約された論文としては、深山果「健康住宅の根本原則」(『建築と社会』第21輯第10号、1938年10月)があり、深山は①生理学上必要な根本事項②精神上必要な根本事項③伝染病予防に必要な根本事項④災害防止に必要な根本事項というように論点を整理し、かつ単なる住宅構造の改善のみならず、商業地や娯楽地、医療機関と交通が不便でないことや住宅付近の交通安全等、都市構造との関連も念頭に置いて住宅構造の改良を訴えていた。しかしここで留意する必要があるのは、古瀬論文から20年近くを経たにもかかわらず、深山論文が安心して飲める水の提供を訴え、手洗を伝染病の媒介所にしないようにすることを強調している点である。これは戦前、上下水道の普及がなされなかった結果、住宅の衛生向上に関する研究がある種の限界を迎えていたことを示している。それだけに協会は本来であれば衛生向上に関して政府に働きかけをするといった動きに出ても良さそうであったが、軍国調の時代には防空壕の設計や実際の市街地爆撃を前提とした煉瓦造の被害状況調査等、逆に国からの要請に応じることに追われ、衛生向上は半ば忘れ去られたのである。

軍国調の時代において協会から次第に忘れ去られてしまったのは、不良住宅問題改善も同様であった。不良住宅問題改善に関しては既に多くの研究があるので詳細は触れないが、日本建築協会で見られた研究に関して言えば、1927年3月に不良住宅地区改良法が公布された後、同年8月に出された藤原九十郎「不良住宅地区の保健状況と改良問題」(『建築と社会』第10輯第8号)や岡崎早太郎「不良住宅地区改良問題」(同上)といった研究が代表的である。前者の特徴は法律の欠陥問題を挙げており、不良住宅改良法に不良敷地に関する規定がないことや市街地建築物法に密住制限がない問題を指摘し、改良する住宅の様式は必ずしも鉄筋コンクリートが良いとはせず、紙障子の利用や自然換気孔・長い庇等の設置が夏向きの生活に不可欠であること、さらに不良住宅地区改良にあたっては療養等のための社会施設が必要なことを指摘している。他方、後者は不良住宅地区の絶滅のためには、不良住宅地区改良法に従って改良事業を行うと同時に、部落的地区の発生を防止するためにもその地区内に居住する者を教化し、過群雑居の防遏を行うには今後住宅地として開発されるべき地域内に建築制限を励行する以外にないとしている。

祐成保志の研究では、1925年内務省が行った「不衛生住宅地区調」に基づき、人口5万人以上の都市と隣接町村で100世帯以上の不良住宅が密集していた集団地区が、全国で217か所、7.26万世帯、居住者30.9万人であること明らかにしたが⁽¹⁴⁾、実際は前述したように多くの不良住宅は改善されないままであった。ちなみに改善された場合の住民の感想であるが、「改良住宅に於ける居住者の状況」(社会部報告222号、大阪市社会部庶務課・1937年4月5日)によれば⁽¹⁵⁾、木造住宅では便利でよくできているとする意見は7件に過ぎず、他方で土間が狭い(22件)、炊事場の排水が悪い(10件)、便所が危ない(8件)、大小便器の区別がない(7件)、居間と便所が近すぎる(5件)、専用便所が欲しい(5件)というように苦情が目立った。それに対し、鉄筋コンクリート住宅では便利よくできているとの声が31件あり、便所が衛生的で良い(36件)、炊事場の便利が良い(17件)といった積極的評価が見られるが、その一方で、夏季に水道が断水する(34件)上階の住宅から汚水が落ちてくる(25件)、湿気が多い(16件)というように、改良された鉄筋コンクリート住宅でも衛生面ではまだ不備を抱え、前掲の藤原の

指摘は生かされていなかったことが判る。これらの問題は政岡基夫「労務者住宅計画に就いて」(『建築と社会』第23輯第6号、1940年6月)でも今後の改善点として指摘されたものの、こうした問題解決は高度成長期以降まで待たなくてはならなかつた。

周知の通り、不良住宅問題の改善は同時に都市改良計画の一環であるが、より広い意味での都市改良に関する研究は既に日本建築協会の創立まもない時期に見られた。都市改良計画の代表的研究は、三宅勘一「住宅問題と田園都市(C)」(『日本建築協会雑誌』第2輯第9号、1919年9月)であり、彼が掲げた田園都市の理想は、①土地が高燥にして空気も清鮮、かつ樹木が多い所②水質の良好な所③面積が10万坪以上を有して1万人内外の人口を収容しうる所(長屋・独立住宅・独身者の寄宿舎・会社銀行寄宿舎を設ける)④乗換なく1時間以内に都会の中心地に到達し得る高速度の交通機関を有する所⑤電信電話、上下水道、交通機関等、文明的設備のあること⑥休養時を利用して運動できる場所・機関を備えていること⑦病院・浴場・図書館・学校・公会堂・礼拝堂など公共設備をなすべきこと⑧劇場・俱楽部・奏楽堂等の娯楽機関を設けるべきこと⑨消費組合・児童保育所・授産所等その他の社会的施設をもなすべきこと⑩模範的自治制を敷くことであったが、これは今でも都市において十分実現しているとは言えないであろう。特に東京の場合は④や⑩は未だに理想から遠いと思われ、現在にも残る課題である。

その関連で言えば、『建築と社会』が提起した病院問題も未だに現在考えなければならない課題を潜んでいる。『建築と社会』では1934年10月(第17輯第10号)で病院建築の特集を組んだが、当時、健康保険法が不完全ながらも施行されていたとはいえ、病院は現在のように身近な存在ではなかつたから、こうした特集を組んだことは先見の明があつたと言えよう。それのみならず、実は1925年7月の『建築と社会』(第8輯第7号)では岡戸武平「病院建築…雑感—患者からの註文—」や小幡亀壽「病院建築は斯うありたい」が掲載されており、患者と医者の両方の視点から病院建築は如何にあるべきかが書かれている。前述の活動ぶりを見ても、日本建築協会のメンバーたちの多くは病院建築についてさほど関心が高かったとは言えないし、病院に関する企画自体も少ないが、岡戸や小幡が指摘した内容は現在でも傾聴に値する。たとえば岡戸が理想とした1人1室の状況や診察室を医師と建築家の共同動作で造るといったことは未だに実現しているとは言えないし、小幡が考えたように、長期で入院する子供の教育場所の設置や軽症であれば事情の許す限り食事を食堂で取らせるシステムは今でも理想であろう。また小幡が市民病院等について単なる安価治療機関と捉えず、できるだけ早く入院をさせて治療することで1日でも休業日数を少なくして、生産効率を上げる意味があるとしている点もユニークな視点で、これは現在の日本でも十分通用する内容である。裏返せば、80年以上前の警告が現在も過去の遺物となつていいこと自体、問題な訳で、この点から考えても今、医療費削減を目指す政府のあり方には同調できないし、これではいづれは来ると言われているパンデミックにも到底対応できないであろう。

最後にパンデミックとの関係では、向井章「都市政策と防疫(下)」(『日本建築協会雑誌』第2輯第11号、1919年11月)が興味深い。ここでは感染症に対応する大阪市スタッフの平時の人員等が書かれているが、それによれば、防疫係従業員は書記3名・技手1名・医員2名・防

疫事務員 4 名・雇 8 名・馴者 3 名・馬丁 4 名・鼠運送人夫 1 名・夜警 1 名・運転手 3 名・鼠切断人夫 2 名・鼠取集人夫 17 名、隔離所従業員は書記 1 名・機関手 1 名・人足 1 名となっており、大阪市の人口規模を考えれば、直接防疫と関わる人員が少なすぎるところが理解できる。また流行時だけ臨時雇を増やすといった発想に予防観念がないのは明らかで、公衆衛生はこのように俄か仕事的な発想ではまともに成立しないことを示している。要するにこの話はパンデミックが来た段階で慌てて対応することの危険性を示唆しているのである。

以上のように日本建築協会が取り上げた衛生関連の論文は今から見れば陳腐化した内容となつたものもあるが、整備された公衆衛生とそれに基づく住環境、高度化した医療は数世代にわたつてやっと実現したものであることをこれらの研究は暗示している。特に基本的人権が無視され、いざ戦争になればあたかも人が物資の如くつぎ込まれる戦前においては、国家が人々の安全な生活を保障すべきといった発想は平時でも見られなかつた訛で、その意味でも戦前における公衆衛生と医療の進歩には限界があった。結局、日本建築協会もこうした世情に流されることとなつたが、協会の投稿メンバーの中にはあるべき人間の生活を追求していた者も存在した。そこで最後にその一部を紹介し、今私たちが何をそこから読み取るべきかを考えたい。

おわりに—紫安新九郎が今に提起する問題—

『建築と社会』では新しく成立しつつある法や成立した法の問題点を提起するといった研究は割合多く見られるが、住宅問題や都市問題の解決が国民の権利実現のために不可欠であるという発想は殆ど見られなかつたし、不良住宅問題改善にしても、住民の教化や周囲も含めた衛生改善の視点から論じられることがあつても、格差是正の視点を含めて行うべきと言つた論者は稀有であった。ただし代議士の紫安（むらやす）新九郎⁽¹⁶⁾は「予の住宅觀」（『建築と社会』第 5 輯第 9 号、1922 年 9 月）の中で次のように述べていた。

住居権は、之を形而上的に又自然法的に觀て、生物通有の徳道的権利である。而して、人生問題発祥たる我等現実生活そのものに基底を与ふのは、眞に住居そのものであり、斯くして、人生問題は、斯の上に建築されるべきである。されば、人生に於ける生活を否定せない限り、我等の住居は、当然、一つの権利一然り生活保障の一権利として承認されなければならぬ筈である（p.47）

紫安の発言は、衣食住の順番に物事を考えがちで住を軽視しがちな日本人に対する警告とも読めるが、同時に派遣労働者が社宅等を追い出されさまよう現在にこそ沁み入る言葉であろう。今の日本でも住居権はまだ保障されているとは言えず、職を失った労働者だけでなく、高齢者や外国人等、住む家を借りるのに苦労することはよく知られた話である。

また彼が別稿「下層階級住宅政策の確立」（『建築と社会』第 9 輯第 9 号、1926 年 9 月）で格差拡大の問題と中流以下の社会階層を保護する重要性を唱えている点も注目に値する。

…我国近年の情勢を見ると、貧富の懸隔が益々甚しくなるやうに思はれる、是は國家問題としても、社会問題としても識者の大に心を傾けなければならぬことであつて、而も中産階級が漸

次其堅実性を失ふやうに思はれる、…然るに此国家の柱石となるべきものが漸次其堅実性を失つて來ると云ふことは非常に虞るべきことゝ言はなければならぬ、…

そこで一面には此中産階級の堅実性を益々涵養することに努むると共に、一面には下層階級の生活状態を漸次ヨリ良く改善して、此貧富の懸隔の益々甚しくなると云ふ傾向を緩和して行くと云ふことが最も大切なことゝ思ふ、之に就いては國家の力を以て少くとも六大都市に対して下層階級に対する住宅問題の施設を為さしめると云ふことが最も緊要なことであらうと信ずる、而して其施設を為す負担に就いては国と其都市が分担すると云ふことが宜かろうと思ふ(p.5)。

紫安の意見は国と地方公共団体による社会的インフラ整備によって貧困層を救済するといったものであり、念頭には衛生的な住宅建築と都市改良があつたものと思われるが、衛生面等では改善された現在でも彼の発想はそのまま受け入れることが可能であろう。彼の先見性にはいささか驚きを覚えるが、逆に今でも彼の問題提起が生きている日本という社会は一体何なのか、基本的人権や社会権が憲法で保障されているとは言え、それは60年以上経た今でも表層的なものに留まっているのではないかと思わざるをえないのである。

(注)

- (1) 国立感染症研究所 感染症情報センター「インフルエンザに関するQ&A」（2006.12改訂版、HYPERLINK <http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/pandemic/QAindex.html>に掲載、2009年1月7日閲覧）
- (2) 総合研究開発機構編『新聞にみる社会资本整備の歴史的変遷 明治大正期』、日本経済評論社、1989年、pp.304-5では、1921年2月13日付『大阪朝日新聞』の「社会事業費と軍事費」を取り上げているが、その記事は「内に生活を安定して思想を健全にすべき社会事業を実行せずして、外に鬼面的軍備のみを張るは、牛の如く大ならんとした蛙の腹の皮よりも空虚にして危険である」と述べている。
- (3) 大村巳代治「最近の住宅政策」（『建築と社会』第24輯第4号、1941年4月、pp.1-3）。
- (4) 中原順子「病気の盛行と衛生の不備」（湯沢雍彦編『大正期の家庭生活』、クレス出版、2008年、p.241）によれば、東京では1918年頃から市中心部（京橋・麻布・牛込・小石川・本郷・下谷等）の汲取が滞るようになって、衛生問題が深刻化した。それは農家が野菜を早朝に市場に運んだ後、空車に汲取った肥料を入れて帰るもの、周辺部で人口が多くなったため、そこまで戻ってから汲取れば十分集まるようになったことが原因とされている。
- (5) 前掲中原論文、p.236。
- (6) 「會報」（『建築と社会』第8輯第10号、1925年10月、p.44）。
- (7) 「會報」（『建築と社会』第13輯第6号、1930年6月、p.24）。
- (8) 「會報」（『建築と社会』第13輯第7号、1930年7月、p.28）。
- (9) 「會報」（『建築と社会』第14輯第4号、1931年4月、pp.17-18）。
- (10) 瀧山良一「住宅問題と大阪」（『建築と社会』第23輯第6号、1940年6月、pp.9-10）。
- (11) 坂本功監修『日本の木造住宅の100年』、社団法人日本木造住宅産業協会、2001年、p.198。
- (12) (11)と同上、p.210。
- (13) 白石論文では①玄間に手洗い装置を置く②飯櫃の干場設備の整備（外気に曝される窓側縁側は×）③包丁や杓子等を入れておく場所の整備④野菜取扱場の整備（台所の板の間や流し台にそのまま置くのは衛生上危険）⑤住宅内に産室（病室）を設置といった別の角度からの指摘がなされ、藤原論文では①台所の配置は北側が良く、かつ風呂場と同様、タイル張りにする②台所の設計は土間を有する関西式よりも全部板張りとする関東式が良い③調理品と未調理品の整理・区分④空気の流通を良くする（排気孔・煙突による補助換気）⑤採光を十分図る⑥戸棚の整備（明るい、掃除が容易、中が見える硝子戸式、垂鉛張りか銅張り、炊事の余熱を受けないようにする）⑦調理台の高さを身体に合わせて改善する⑧器具の手入れと消毒（布巾の清潔、煮沸法を使った方法）といった改善方法が挙げられている。なお、太田博太郎『日本住宅史の研究』、岩波

書店、1984年、p.72によれば、台所の改善について戦前進まなかった背景としては、中流以上の家庭であれば必ず女中が使えたことと関連しているのではないかと言われている。

- (14) 祐成保志『〈住宅〉の歴史社会学』新曜社、2008年、p.149。
- (15) この調査報告書は現在、近現代資料刊行会編・発行『日本近代都市社会調査資料集成3 大阪市社会部調査報告書[昭和二年～昭和十七年] 47 昭和十二年(4)』、1996年に所収されている。
- (16) 谷サカヨ編・発行『昭和人名事典 第3巻 「近畿・中国・四国・九州篇」』（底本『大衆人事録』、1943年、帝国秘密探偵社）、1987年、(株)日本図書センターと日本国政調査会編『（第1回・1890年～第34回・1976年総選挙）衆議院名鑑』、1977年、国政出版室および国立国会図書館NDL-OPACによれば、紫安新九郎（1873-1952）は兵庫県生まれで、西垣與三左衛門の二男。幼年期に紫安家に入っている。1900年に東京専門学校（現在の早稲田大学）邦語政治科卒業。いくつかの雑誌の主筆を経て、萬朝報に入社、記者となる。その後、大阪市商工課課長、大阪市南区区長になったが、抜擢されて大蔵省副参政官となり、参政官辞任後は出羽石油会社取締役に。第11回衆議院選挙（1912年5月15日）から第21回衆議院選挙（1942年4月30日）まで大阪市から出馬（第14回選挙から21回選挙まで大阪市南区より出馬）、9回の当選を重ね、憲政会（後の立憲民政党）に所属する。特筆すべきは普選になってからの第16回・第17回・第19回・第20回の選挙でトップ当選していることであろう。一般庶民からの人気の高さが窺われる。彼が貧困問題に敏感であったのも選挙区との関係があると思われる。著書に『紫安弥壽子と生家真野家』（1941年、出版社不明、国立国会図書館蔵）がある。